大阪地方裁判所　　　支部　令和〇〇年（再ロ）第〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇〇日

**再生計画案**

再生債務者　　 〇〇　　〇〇

再生債務者代理人　　 △△　　△△ 　 印

（電話　06―〇〇〇〇―〇〇〇〇）

１　再生債権に対する権利の変更として，次の額について免除を受ける。

(１)　債権元本額の［〇〇］パーセント相当額

(２)　再生手続開始決定日前日までの利息・損害金合計額の［〇〇］パーセント相当額

(３)　再生手続開始決定日以降の利息・損害金合計額の［〇〇］パーセント相当額

２　１による権利変更後の再生債権について，再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月以降，次の□にレ印を付した項に記載した方法により分割弁済をする。

□　３か月ごとに支払う方法

　毎年［当該翌月，及びその後３か月ごと］の［〇〇］日限り，［〇．〇〇］パーセントの割合による金額を支払う（合計〇〇回）

□　毎月支払う方法

　［　　］年［　　］か月間，毎月［　　］日限り，［　　］パーセントの割合による金額を支払う（合計　　回）

□　ボーナス時に支払う方法

　［　　］年［　　］か月間，毎年［　　］月及び［　　］月の［　　］日限り，［　　］パーセントの割合による金額を支払う（合計　　回）

□　その他に支払う方法

３　共益債権及び一般優先債権（未払分は，次のとおり）は，随時支払う。

以上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 再生計画による弁済計画表大阪地方裁判所　　支部　令和〇〇年（再ロ）第〇〇〇号再生債務者　〇　〇　〇　〇 |  | 代理人△△　△△ | 照会先電話番号06―〇〇〇〇―〇〇〇〇 |
| ※この弁済計画表に関する問い合わせは，上記の照会先に直接連絡をしてください。 |
| １　再生計画による免除の率→確定債権総額の〇〇パーセントに相当する　額を免除３　再生計画による返済方法□　３か月に１回の返済→返済時期：当該月の〇〇日限□　毎月の返済→返済日：毎月　　日限り□　ボーナスによる返済→返済時期：毎年　　月と　　月の　　日　限り□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ２　返済期間　　□３年　　□５年　　□　年　月４　返済金の支払方法□　振込送金（振込先口座は再生債権者が指定，振込手数料は再生債務者が負担）□　持参払い□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 債権者番号 | 届出のあった再生債権者名 | 確定債権額（注１） | 再生計画による返済総額 | 各回の返済額（注２） |
| 毎月(回)の額 | 最終回の額 | ボーナス時の額 | 最終回の額 |
| １ | 〇〇信用金庫　梅田支店 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ２ | 株式会社　〇〇 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ３ | 株式会社　△△△△ | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ４ | 〇〇〇〇こと□□□□ | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ５ | ローンズ〇〇こと△△△ | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ６ | □□□こと〇〇〇〇 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ７ | 有限会社　〇〇〇 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ８ | ×××こと〇〇〇 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| ９ | □□□　株式会社 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |
| 10 | 〇〇商事　株式会社 | ×××,×××円 | ×××,×××円 | ××,×××円 | ××,×××円 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 毎月(回)分 | 最終回分 | ボーナス時分 | 最終回分 |
| 毎月（回）の返済額合計 | ×××,×××円 | ××,×××円 |  |
| ボーナス時の返済額合計 |  |  |  |

(注)１　確定債権額欄に記載された金額は利息・損害金を含む（元金，利息，損害金の額を個別に記載する必要がある場合には，その欄内に種別を明示して記入する。）。

２　各回の返済額欄記載の額は，再生計画により算出される額について，100円以下の端数を切り上げた額であり，最終回の返額で端数調整を行っている。